証券コード　5356
平成29年６月13日

株　主　各　位

岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地
美濃窯業株式会社
取締役社長　　太　田　滋　俊

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　**日　時**　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
2.　**場　所**　岐阜県瑞浪市寺河戸町719番地　当社本社　講堂
3.　**目的事項**

報告事項
1. 第155期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第155期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第８号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.mino-ceramic.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
2. 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①全般的事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の大型経済対策の発表や日銀のETF買入枠の倍増等により、実質GDPが4四半期連続プラス成長になるなど、緩やかな回復基調が続きました。

個人消費は、力強さには欠けるものの、失業率が22年2カ月ぶりに2%台まで低下するなど、雇用情勢の着実な改善を背景に持ち直しています。また、設備投資は、円高や企業収益の悪化等により回復ペースが鈍化していましたが、海外経済の回復等により持ち直しの動きが見られます。

一方で、英国のEU離脱決定後の欧州の政治リスクや東アジアでの地政学的リスクに加え、米国新政権の保護貿易主義的な経済政策の影響が懸念され、依然として景気の先行きは不透明な状況です。

このような状況のもと、セメント業界向け耐火物を中心とする耐火物事業は、国内セメント販売数量が平成28年11月以降は前年同月比プラスが継続するなど底打ちの兆しが見られる中で、売上高は前連結会計年度を若干下回りましたが、組織構造改革による生産と販売体制の連携強化と効率化およびコストダウンに取り組んだ結果、利益は前年度を大幅に上回ることができました。

プラント事業については、国内設備投資環境の改善もあり、環境関連工事が引き続き好調で、売上高、利益ともに増加いたしました。

建材及び舗装用材事業については、工事作業員の不足や受注競争の激化に加え、予想以上に公共工事の着工が遅延したこともあり、売上高、利益ともに減少いたしました。

不動産賃貸事業は、遊休不動産の活用にも積極的に取り組んだ結果、売上高、利益ともに増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高は10,285百万円（前期比3.9%増）、営業利益は718百万円（前期比137.1%増）、経常利益は772百万円（前期比128.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は524百万円（前期比235.8%増）となりました。

②セグメント別の状況

セグメント別の業績は次のとおりであります。

耐火物事業

耐火物事業につきましては、当連結会計年度の売上高は3,634百万円（前期比6.4％減）、セグメント利益は178百万円（前期比559.4％増）となりました。

プラント事業

プラント事業につきましては、当連結会計年度の売上高は4,349百万円（前期比20.7％増）、セグメント利益は415百万円（前期比204.2％増）となりました。

建材及び舗装用材事業

建材及び舗装用材事業につきましては、当連結会計年度の売上高は2,041百万円（前期比6.4％減）、セグメント利益は45百万円（前期比14.6％減）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業につきましては、当連結会計年度の売上高は235百万円（前期比10.2％増）、セグメント利益は136百万円（前期比18.0％増）となりました。

その他の事業

主に外注品等を販売する事業であり、当連結会計年度の売上高は24百万円（前期比33.6％増）、セグメント利益は５百万円（前期比87.6％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、生産性の向上に資する設備拡充を重点的に行い、当連結会計年度の設備投資総額は360百万円となりました。

主な内訳は、当社四日市工場のトンネルキルン改修27百万円、当社四日市工場の煙突耐震補強工事26百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、経常的な資金調達のみで、増資等は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、個人消費は依然として力強さには欠けるものの、東京オリンピック関連や生産性向上に関わる設備投資の増加、経済対策に伴う公共投資の執行が押し上げ要因となり、緩やかな回復基調が続くことが期待されます。一方、世界経済は欧州の政治リスクや東アジアでの地政学的リスクに加え、米国新政権の保護貿易主義的な経済政策の影響が懸念され、依然として不透明な環境が続くと予想されます。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、環境変化への耐性を高めるため、従来から事業構造改革の重点方針としている「セラミックス・耐火物事業」への取組みを一層深化させ、経営全般に亘る改革を着実に実行することにより、企業体質の更なる強化と永続的な会社の発展に注力いたします。

「耐火物事業」は組織改革により部所間の障壁を取り除き、製造・販売・技術の一体運営を図っておりますが、今後更なる効果を発揮すべく、社内の情報の共有化により生産性を改善することで、コストダウンと品質の向上・安定化を図るとともに、新たな顧客の開拓へ向けて営業活動を強化してまいります。「プラント事業」においても、新たな技術動向に対応した新製品の開発を強化し、新規顧客獲得に向けて努力するとともに、顧客の海外進出を見据え海外販売にも積極的に取組んでまいります。「建材及び舗装用材事業」においては、東京オリンピック関連の需要などを確実に受注増につなげるとともに、技術開発の強化により高機能の製品開発に注力し、新たな顧客の開拓に努めてまいります。

各事業においてこれらの戦略を着実に実行し、グループ各社の特色を活かした連携の一層の強化により、企業価値の向上に取組んでまいります。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売　　上　　高	9,431	9,927	9,900	10,285
経　　常　　利　　益	322	470	337	772
親会社株主に帰属する当　期　純　利　益	153	304	156	524
１株当たり当期純利益	14円65銭	29円46銭	16円07銭	53円98銭
純　　資　　産	7,008	7,323	7,274	7,882
総　　資　　産	12,793	13,264	13,465	14,247

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、平成26年度から平成28年度の１株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

平成25年度は、原燃料価格の上昇、設備投資環境が厳しい状況であったものの、各種経済政策(アベノミクス)の効果による景気回復により、建材及び舗装用材事業の業況好転や企業体質の改革と収益回復に努めたことにより、経常利益、当期純利益ともに増益となりました。

平成26年度は、「セラミックス・耐火物事業」へのモデルチェンジの取り組みを一層深化させ、事業構造の改革と収益向上に努めました。原燃料価格の上昇、厳しい価格競争の影響があったものの、環境関連の工事受注の好調もあり、経常利益、当期純利益ともに増益となりました。

平成27年度は、当社の主要顧客であるセメント業界におけるセメント生産高、販売高の減少による耐火物需要の伸び悩み及び環境関連工事の人件費上昇の影響による利益率低下もあり、経常利益、当期純利益ともに減益となりました。

平成28年度は、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業セグメント

当社グループは、当社及び連結子会社４社で構成され、耐火煉瓦を中心とした耐火物全般の製造販売、プラントの設計・施工、建築材料及び道路用舗装材の販売等の事業活動を展開しております。事業に係わる各社の位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

耐火物事業‥‥‥‥‥　当社及び㈱ビヨーブライト、ミノセラミックス商事㈱、日本セラミツクエンジニヤリング㈱において耐火煉瓦、不定形耐火物、その他耐火材料の製造、販売を行っております。

プラント事業‥‥‥‥　当社が設計及び施工を行っております。

建材及び舗装用材事業‥　美州興産㈱が材料の販売及び施工を行っており、この素材の一部分の道路用材及び加工製品を当社及び㈱ビヨーブライトが製造供給しております。

不動産賃貸事業‥‥‥　当社事務所の一部及びオフィスビル等を賃貸しております。

その他の事業‥‥‥‥　主に当社が外注品等を販売しております。

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

①当社

本社	岐阜県瑞浪市
本社事務所	愛知県名古屋市
営業所	東京営業所（東京都千代田区）、名古屋営業所(愛知県名古屋市)、大阪営業所(大阪府大阪市)、九州営業所(福岡県北九州市)
工場	亀崎工場(愛知県半田市)、瑞浪工場(岐阜県瑞浪市)、四日市工場(三重県四日市市)
プラント部	岐阜県瑞浪市
技術研究所	愛知県半田市

②重要な子会社

美州興産株式会社	本　社	愛知県名古屋市
	営業所	東京都千代田区、愛知県名古屋市、大阪府吹田市、長野県松本市
	工　場	愛知県半田市、岐阜県土岐市
株式会社ビヨーブライト	本社･工場	岐阜県恵那市
ミノセラミックス商事株式会社	本　社	岐阜県瑞浪市
日本セラミツクエンジニヤリング株式会社	本　社	東京都千代田区

③従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
耐火物事業	175(11)
プラント事業	50(－)
建材及び舗装用材事業	46(－)
不動産賃貸事業	1(－)
全社共通	44(3)
合　計	316(14)

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
美州興産株式会社	30	70.3	建材及び舗装用材事業
株式会社ビヨーブライト	20	100.0	耐火物事業
ミノセラミックス商事株式会社	10	25.0 (22.0)	耐火物事業
日本セラミツクエンジニヤリング株式会社	10	100.0	耐火物事業

（注）議決権比率欄の(　)内は、間接所有割合(内数)であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	300
株式会社十六銀行	120

2. 会社の株式に関する事項

(1) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
太田滋俊	566,250	5.49
ミノセラミックス商事㈱	514,680	4.99
太平洋セメント㈱	510,666	4.95
㈱みずほ銀行	465,000	4.51
㈱十六銀行	400,000	3.88
㈱名古屋銀行	360,000	3.49
㈱大垣共立銀行	360,000	3.49
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	300,000	2.91
美濃窯業従業員持株会	259,570	2.52
資産管理サービス信託銀行㈱（信託Ｅ口）	259,000	2.51

（注）1. 持株比率は、自己株式（2,597,740株）を控除して計算しております。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が所有している当社株式（259,000株）は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数　31,960,000株

② 発行済株式の総数　10,312,088株
（自己株式2,597,740株を除く。）

③ 株主数　732名

④ 単元株式数　1,000株

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　　名	担当及び 重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	太　田　滋　俊	美州興産株式会社 代表取締役社長 株式会社ビヨーブライト 代表取締役社長 ミノセラミックス商事株式会社 代表取締役社長 日本セラミツクエンジニヤリング株式会社 代表取締役社長
取　締　役	中　島　正　也	専務執行役員 ＲＥ事業部・ＮＣ部・プラント部担当
取　締　役	山　田　俊　彦	執行役員 ＲＥ事業部長
取　締　役	長谷川　郁　夫	執行役員 管理部門担当兼総務人事部長
取　締　役 （非常勤）	中　尾　晴一朗	社長特命事項担当
取　締　役 （非常勤）	道　浦　　耐	
常勤監査役	小　塚　永　生	
監　査　役	髙　野　正　和	
監　査　役	春　日　井　孝	

（注）1. 取締役道浦耐氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役髙野正和氏及び春日井孝氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役髙野正和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役春日井孝氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な知識と経験ならびに幅広い見識を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
(就任)
長谷川郁夫氏は平成28年6月29日開催の第154回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
(退任)
梶田吉晴氏は平成28年6月29日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了のため退任いたしました。
5. 当社は、取締役道浦耐氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、監査役髙野正和氏及び春日井孝氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査役小塚永生、髙野正和および春日井孝の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　数	報酬等の額	備　考
取締役	７名(うち社外１名)	72,815千円	(うち社外分3,000千円)
監査役	３名(うち社外２名)	13,660千円	(うち社外分4,360千円)
計	10名(うち社外３名)	86,475千円	(うち社外分7,360千円)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第145回定時株主総会において取締役が年額120,000千円以内、監査役が年額28,000千円以内と決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給人数には、平成28年６月29日開催の第154回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含めております。
3. 報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,195千円（取締役9,815千円、監査役1,380千円）を含めております。
4. 報酬等の額には当事業年度に役員賞与として未払金に計上した13,400千円（取締役11,400千円、監査役2,000千円）を含めております。
5. 上記報酬等の額のほか、平成28年６月29日開催の第154回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対し6,000千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	道浦　　耐	当期開催の取締役会11回のうち11回に出席しており、主に経営に関する専門的見地からの発言を行っております。
監査役	髙野正和	当期開催の取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席しており、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	春日井孝	当期開催の取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席しており、主に経営に関する専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　19,000千円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　20,200千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である人事労務に関する相談助言業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び当社グループ会社（以下、「美濃窯業グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。

ロ　当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。

ハ　内部統制室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。

ニ　美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を監査役会に設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。

ホ　当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ　当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

ロ　これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに、各取締役、各監査役の要求があるときには、これを閲覧に供する。

③美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として、リスクのカテゴリー毎に責任部門を定め、美濃窯業グループに

おいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザリーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める体制を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

④美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。

ロ　職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。

ハ　取締役、監査役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

⑤美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ　当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。

ロ　内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査役の下に使用人を配置することとし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞く。

ロ　当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査役が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

⑦美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

イ　美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。

ロ　美濃窯業グループの使用人は、業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告する。

ハ　前項に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ニ　当社は、監査役へ報告を行った美濃窯業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なわない。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて職務の執行に応じて職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、費用の前払または精算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査役は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部統制室と連携して、取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

ロ　監査役は、取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、相互認識を深めるとともに、その他の取締役及び使用人とも面談を実施する。

⑩財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部統制規程を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した美濃窯業グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を基に、役職員に対してコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、その内容に沿った適正な業務執行を行っておりますが、併せて内部通報規定を活用して、より一層、未然に法令違反の防止が図れるよう取り組んでおります。

また、内部統制室が、「内部監査規程」に従って美濃窯業グループの監査を実施し、結果を代表取締役社長及び監査役会へ報告しております。また、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行っております。

②リスク管理体制の強化

「リスク管理規程」等リスクに関する規程に基づき、的確な管理運営を行っております。また、美濃窯業グループに係るリスクに対して、重要な案件については、取締役会に諮り協議し、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関連部門へ指示を行っております。

③企業グループにおける業務の適正の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当連結会計年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。システムの運用上見出された軽微な問題点等については、その内容に応じて、改善報告を行い、再発防止への取組を行い、適正性の確保に努めております。

④監査役の監査体制

イ　監査役会は、実査毎に監査報告を作成し代表取締役社長に送付し見解を聴取するとともに、監査指摘事項に対する回答を担当部門より書面で受領しております。なお、監査役会は常勤監査役１名、社外監査役２名で構成されております。

ロ　各監査役は取締役会の他、経営会議などに出席し、取締役、執行役員と意見交換できる体制となっております。常勤監査役はその他の業務執行に関する重要な会議にも出席し、必要に応じて意見交換できる体制となっております。監査役会は常勤監査役を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び美濃窯業グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を受けております。

ハ　監査役会は、会社計算規則に基づく会計監査人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の財務報告などを通じて会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査役会は常勤監査役を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、代表取締役社長との定期的な面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上を図っております。

ニ　監査役会は、監査役の職務を補助する使用人を置いておらず、内部統制室と協力して監査を進めております。

ホ　監査役の職務に要する費用は、監査役の請求に従い速やかに処理されております。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、１株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**9,159,946**	**流動負債**	**4,498,702**
現金及び預金	2,425,918	支払手形及び買掛金	1,093,476
受取手形及び売掛金	4,178,248	電子記録債務	1,243,696
有価証券	294,042	短期借入金	930,000
たな卸資産	1,921,582	1年内償還予定の社債	70,000
繰延税金資産	181,378	未払法人税等	229,869
その他	159,534	未払消費税等	74,981
貸倒引当金	△757	賞与引当金	275,500
固定資産	**5,087,289**	役員賞与引当金	750
有形固定資産	**3,463,698**	製品保証引当金	26,624
建物及び構築物	982,845	工事損失引当金	12,375
機械装置及び運搬具	343,851	その他	541,428
土地	2,042,300	**固定負債**	**1,866,297**
建設仮勘定	63,949	社債	820,000
その他	30,750	株式給付引当金	4,143
無形固定資産	**70,294**	役員退職慰労引当金	211,558
投資その他の資産	**1,553,296**	退職給付に係る負債	557,354
投資有価証券	1,363,445	資産除去債務	48,088
繰延税金資産	67,443	その他	225,153
その他	138,556	**負債合計**	**6,364,999**
貸倒引当金	△16,149	**純資産の部**	
		株主資本	**6,857,980**
		資本金	877,000
		資本剰余金	306,791
		利益剰余金	6,266,229
		自己株式	△592,040
		その他の包括利益累計額	**308,382**
		その他有価証券評価差額金	307,872
		繰延ヘッジ損益	509
		非支配株主持分	**715,873**
		純資産合計	**7,882,236**
資産合計	**14,247,235**	**負債及び純資産合計**	**14,247,235**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		10,285,368
売上原価		7,983,536
売上総利益		2,301,831
販売費及び一般管理費		1,583,186
営業利益		718,645
営業外収益		
受取利息	5,100	
受取配当金	37,852	
受取賃貸料	6,875	
補助金収入	14,884	
その他	9,498	74,211
営業外費用		
支払利息	10,850	
売上割引	2,164	
リース解約損	2,379	
固定資産除却損	532	
為替差損	2,533	
その他	2,293	20,753
経常利益		772,103
特別利益		
固定資産売却益	249	
受取保険金	9,016	
資産除去債務戻入益	4,670	13,937
特別損失		
投資有価証券売却損	2,040	
災害による損失	10,440	12,481
税金等調整前当期純利益		773,560
法人税、住民税及び事業税	249,711	
法人税等調整額	△33,968	215,742
当期純利益		557,817
非支配株主に帰属する当期純利益		33,418
親会社株主に帰属する当期純利益		524,398

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**6,856,741**	**流動負債**	**3,847,162**
現金及び預金	1,699,680	電子記録債務	1,243,696
受取手形	361,501	買掛金	623,198
電子記録債権	409,941	短期借入金	880,000
売掛金	2,519,203	1年内償還予定の社債	70,000
リース投資資産	105,321	未払金	59,940
有価証券	44,880	未払費用	145,380
製品	635,411	未払法人税等	211,000
仕掛品	93,180	未払消費税等	69,171
未成工事支出金	331,853	前受金	106,738
原材料及び貯蔵品	474,837	預り金	10,521
前払費用	19,301	賞与引当金	230,000
繰延税金資産	123,841	製品保証引当金	26,624
その他	37,787	工事損失引当金	4,951
固定資産	**5,079,683**	その他	165,940
有形固定資産	**3,308,133**	**固定負債**	**1,944,193**
建物	842,973	社債	820,000
構築物	66,745	関係会社長期借入金	246,000
焼成窯	87,537	株式給付引当金	3,191
機械及び装置	197,782	退職給付引当金	521,083
車両運搬具	9,575	役員退職慰労引当金	138,805
工具、器具及び備品	29,796	資産除去債務	20,346
土地	2,009,773	その他	194,766
建設仮勘定	63,949	**負債合計**	**5,791,355**
無形固定資産	**55,852**	**純資産の部**	
ソフトウエア	21,473	**株主資本**	**5,840,704**
ソフトウエア仮勘定	32,173	**資本金**	**877,000**
その他	2,206	**資本剰余金**	**856,423**
投資その他の資産	**1,715,698**	資本準備金	774,663
投資有価証券	1,216,477	その他資本剰余金	81,760
関係会社株式	327,653	**利益剰余金**	**4,614,276**
出資金	65	利益準備金	219,250
破産更生債権等	14,133	その他利益剰余金	4,395,026
長期前払費用	8,292	特別積立金	1,750,000
繰延税金資産	52,118	退職給与積立金	120,000
その他	113,104	配当準備積立金	50,000
貸倒引当金	△16,147	研究開発積立金	50,000
		固定資産圧縮勘定積立金	28,050
		繰越利益剰余金	2,396,975
		自己株式	**△506,995**
		評価・換算差額等	**304,364**
		その他有価証券評価差額金	303,855
		繰延ヘッジ損益	509
資産合計	**11,936,424**	**純資産合計**	**6,145,069**
		負債純資産合計	**11,936,424**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

項　　目	金　　額	
売上高		8,206,590
売上原価		6,338,455
売上総利益		1,868,135
販売費及び一般管理費		1,150,070
営業利益		718,064
営業外収益		
受取利息	62	
有価証券利息	2,807	
受取配当金	36,439	
補助金収入	14,884	
その他	12,224	66,418
営業外費用		
支払利息	3,928	
社債利息	7,973	
売上割引	2,164	
リース解約損	2,379	
固定資産除却損	532	
為替差損	2,483	
その他	1,386	20,849
経常利益		763,634
特別利益		
固定資産売却益	249	
受取保険金	7,590	
資産除去債務戻入益	4,670	12,510
特別損失		
災害による損失	10,440	10,440
税引前当期純利益		765,704
法人税、住民税及び事業税	215,187	
法人税等調整額	△5,618	209,569
当期純利益		556,134

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月９日

美濃窯業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渋谷英司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩下稲子　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、美濃窯業株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美濃窯業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月９日

美濃窯業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渋谷英司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩下稲子　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、美濃窯業株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１５５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１５５期事業年度の取締役の職務の執行に関して審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役との意見交換の機会を設けたほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する基本方針の内容及び当該基本方針に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係わる内部統制については、本報告書作成時点において取締役等から有効である旨、会計監査人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

平成29年５月23日

美濃窯業株式会社監査役会

常勤監査役　小　塚　永　生 ㊞

社外監査役　髙　野　正　和 ㊞

社外監査役　春　日　井　孝 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに将来展望に立ち、安定配当を維持していくことを基本として、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金4円

総額　　41,248,352円

これにより年間配当金は、中間配当（１株につき3円）を含め、１株につき合計7円となります。

(2)　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第９０号）が平成２７年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第４５９条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第７条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

(3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第1条～第3条　　（条文省略）	第1条～第3条　　（現行どおり）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人

現　行　定　款	変　　更　　案
第5条　　（条文省略）	第5条　　（現行どおり）
第 2 章　株　式	第 2 章　株　式
第6条　　（条文省略）	第6条　　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第7条　当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第8条～第11条　　（条文省略）	第7条～第10条　　（現行どおり）
第 3 章　株主総会	第 3 章　株主総会
第12条～第18条　（条文省略）	第11条～第17条　（現行どおり）
第 4 章　取締役および取締役会	第 4 章　取締役および取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は7名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とする。
（新設）	2．当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2．～3.　　（条文省略）	2．～3.　　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第22条　（条文省略）	第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　（条文省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第22条　（現行どおり）
2. 社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。	2. 社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は会日から４日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は会日から４日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条～第31条　（条文省略）	第28条～第31条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第 5 章　監査役および監査役会	第 5 章　監査等委員会
（員数） 第32条　当会社の監査役は4名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第33条　監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 当社は、会社法第329条第2項により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
（任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることが出来ないものとする。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（常勤の監査役） 第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は会日から４日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第33条　監査等委員会の招集通知は会日から４日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（監査等委員会の決議方法） 第34条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う 。
（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（監査等委員会の議事録） 第35条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　　更　　案
（報酬等） 第40条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	（削除）
（監査役との間の責任限定契約） 第42条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第 6 章　会計監査人	第 6 章　会計監査人
第43条～第44条　（条文省略）	第37条～第38条　（現行どおり）
第 7 章　計　算	第 7 章　計　算
第45条　（条文省略）	第39条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第46条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
（新設）	2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。
（中間配当） 第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第48条　（条文省略）	第42条　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、第155回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおた　しげとし 太田滋俊 （昭和26年12月12日生）	昭和55年４月　当社入社 昭和62年６月　当社取締役 平成元年６月　当社常務取締役 平成５年６月　当社専務取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成12年１月　株式会社ビヨーブライト代表取締役社長（現任） 平成12年６月　ミノセラミックス商事株式会社代表取締役社長（現任） 平成16年６月　美州興産株式会社代表取締役社長（現任） 平成17年９月　日本セラミツクエンジニヤリング株式会社代表取締役社長（現任）	566,250株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	なかしままさや 中島正也 （昭和28年３月16日生）	昭和51年４月　当社入社 平成15年５月　執行役員 プラント部長補佐 平成18年６月　常務執行役員 プラント部長補佐 平成22年６月　当社取締役 常務執行役員 営業部・プラント部管掌 平成27年３月　当社取締役 常務執行役員 ＲＥ事業部・ＮＣ部・プラント部担当 平成27年６月　当社取締役 専務執行役員 ＲＥ事業部・ＮＣ部・プラント部担当 （現任）	39,000株
3	やまだとしひこ 山田俊彦 （昭和31年９月21日生）	昭和54年４月　当社入社 平成24年６月　執行役員 営業企画部長 兼名古屋営業所長 平成27年３月　執行役員 ＲＥ事業部生産部長 兼四日市工場長 平成27年６月　当社取締役 執行役員 ＲＥ事業部生産部長 兼四日市工場長 平成28年10月　当社取締役 執行役員 ＲＥ事業部長 （現任）	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	長谷川郁夫（はせがわいくお） （昭和40年３月7日生）	昭和63年４月　株式会社第一勧業銀行 （現株式会社みずほ銀行） 入行 平成24年４月　同行西船橋支店長 平成26年４月　当社管理担当部門長 平成27年３月　管理担当部門長 兼総務人事部長 平成27年６月　執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 平成28年６月　当社取締役 執行役員 管理部門担当兼総務人事部長 （現任）	－株
5	※ 熊澤猛（くまざわたけし） （昭和33年３月21日生）	昭和56年４月　当社入社 平成27年６月　執行役員 ＮＣ部長 平成28年10月　執行役員 ＮＣ部長兼技術研究所担当 （現任）	10,000株
6	※ 石川豊（いしかわゆたか） （昭和34年11月７日生）	昭和60年４月　当社入社 平成27年６月　執行役員 プラント部長 平成28年10月　執行役員 ＲＥ生産部・ＲＥエンジニアリング部担当兼ＲＥ生産部長 平成29年１月　執行役員 ＲＥ生産部・ＲＥエンジニアリング部担当兼ＲＥ生産部長 兼亀崎工場長 （現任）	2,000株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 小塚永生（こづかひさお） （昭和26年4月23日生）	昭和50年４月　当社入社 平成15年４月　技術研究所技術グループリーダー 平成16年９月　日本セラミツクエンジニヤリング株式会社取締役 平成23年４月　技術研究所専任部長 平成25年７月　専任部長海外技術担当 平成26年６月　当社常勤監査役 （現任）	17,000株
2	※ 髙野正和（たかのまさかず） （昭和22年９月27日生）	平成19年７月　昭和税務署長退官 平成19年８月　税理士登録 平成22年６月　当社監査役 （現任）	3,000株
3	※ 春日井孝（かすがいたかし） （昭和16年８月24日生）	昭和34年３月　アイホン株式会社入社 昭和46年６月　同社取締役生産部長 昭和55年２月　同社取締役副社長 平成７年６月　同社代表取締役副社長 平成12年６月　同社常勤監査役 平成15年６月　同社常勤監査役退任 平成26年６月　当社監査役 （現任）	3,000株

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。

２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．髙野正和および春日井孝の両氏は、社外取締役候補者であります。

４．髙野正和氏は、税務署長および税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお

願いするものであります。また、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

なお、同氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって７年であります。

５．春日井孝氏は、アイホン株式会社での長きにわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって３年であります。

６．当社は、小塚永生、髙野正和および春日井孝の各氏との間で、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を改めて締結する予定であります。

７．当社は、髙野正和および春日井孝の両氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
小林（こばやし）　宏明（ひろあき） （昭和26年６月８日生）	昭和51年４月　エスエス製薬株式会社入社 平成６年１月　同社医薬部長 平成13年６月　同社執行役員統括部長 平成19年４月　総務省中部管区行政評価局参与 平成25年４月　鳥取県庁名古屋事務所参与 平成28年４月　名古屋市高年大学非常勤講師（現任）	－株

（注）１．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．小林宏明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．小林宏明氏は、エスエス製薬株式会社での長きにわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．小林宏明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成１９年６月２８日開催の第１４５回定時株主総会において、年額１２０，０００千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、あらためて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額１５０，０００千円以内（うち社外取締役分１５，０００千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額３５，０００千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第８号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により退任される取締役中尾晴一朗および道浦耐の両氏に対しその在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	
なかおせいいちろう 中尾晴一朗	平成18年６月	当社取締役 現在に至る
みちうらたい 道浦耐	平成27年６月	当社社外取締役 現在に至る

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

岐阜県瑞浪市寺河戸町７１９番地

ＪＲ中央線瑞浪駅下車徒歩約７分

